

地籍調査にご協力ください

地籍調査は、国土調査法に基づく調査で、土地の国勢調査と言われている大切な調査です。現在使われている登記簿や公図は、明治の初めに作られたものです。これを最新の測量方法により、公図と登記簿を訂正し、土地の正確な位置、地番、地目、面積を明らかにします。そして、完成した地図（地籍図）は、その正確性から公共事業に役立つばかりでなく、復元可能ですから後日の境界問題に大きな力を発揮します。

本年度は、谷村第七調査区、宝第四調査区、盛里第二調査区を調査します
(区域図参照)

平成12年度地籍調査実施区域略図



調査方法は

一筆地調査といい、登記簿、公図、地形などを参考に一筆ごとに地番、地目、境界を現地で確認します。

境界への杭打ちは

土地所有者の皆さんには、隣接土地所有者と立ち会いの上、杭を打っていただきます。国道、県道、河川は、それぞれ所管する国や県の管理担当者が「頭の黄色い」杭を打ちます。市道、赤線、青線は、地区推進委員と市の地籍調査室で「頭の黄色い」杭を打ちますが、疑問のある方は地籍調査室にお問い合わせください。

一度打った杭は皆さんの土地を測量する基になりますので、動かしたり、抜いたりしたい場合は、事前にご相談ください。

土地所有者の皆さんに、一斉に杭を打っていただくため、九月下旬の日曜日に「頭の赤い」杭を配布します（一斉杭打ち日）。日程については、後日、土地所有者に通知します。打たれた杭は、地籍調査室と推進委員が確認をした後、委託業者により測量を行います。

測量調査結果は

調査・測量が済みますと、来年夏ごろ、地図（地籍図）と地番・地目・面積（地籍簿）を確認していただくため、二十日間の閲覧を行います。誤りがなければ、国の認証を得て法務局に送付し、登記簿と公図が訂正されます。

一筆地調査で境界が決まらなかった場合

筆界未定として処理し、境界線がはいりません。この場合、建築確認申請、農地転用などの手続きができない場合があります。調査以後に境界が決まった場合には、個人の負担で筆界未定の解消の処理をしなければなりませんので、今回地籍調査の際に境界線を確認されることをお勧めします。

調査前の心得として

- ・説明会には必ず出席して、説明内容を把握してください。
- ・隣接地との境界を、事前によく話し合っておいてください。

問合せ 産業観光課 地籍調査室